

平成二十六年六月二十四日受領
答弁 第二一七号

内閣衆質一八六第二一七号

平成二十六年六月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員 柚木道義君提出電子タバコの規制並びに分類に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員柚木道義君提出電子タバコの規制並びに分類に関する質問に対する答弁書

一について

ニコチンを含有するいわゆる電子たばこのカートリッジ及びニコチンを霧化させる装置（以下「カートリッジ等」という。）を一般の個人が自分で使用するために輸入する行為（以下「個人輸入」という。）については、一定限度を超える量のカートリッジ等の個人輸入のみが報告の対象となっており、政府としては、輸入の総量を把握していないことから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二及び三について

現在、カートリッジ等については、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）では規制されておらず、薬理効果の期待できない程度の量で専ら着色、着香等の目的で使用されていること等が認められない限り、医薬品及び医療機器に該当するものとして薬事法（昭和三十五年法律第一百四十五号）の規定に基づき規制されているが、未成年の使用等が問題として指摘されており、厚生労働省において、その健康影響について有識者による調査及び検証を行うとともに、関係省庁で連携して今後の規制の在り方について検討してまいりたい。